

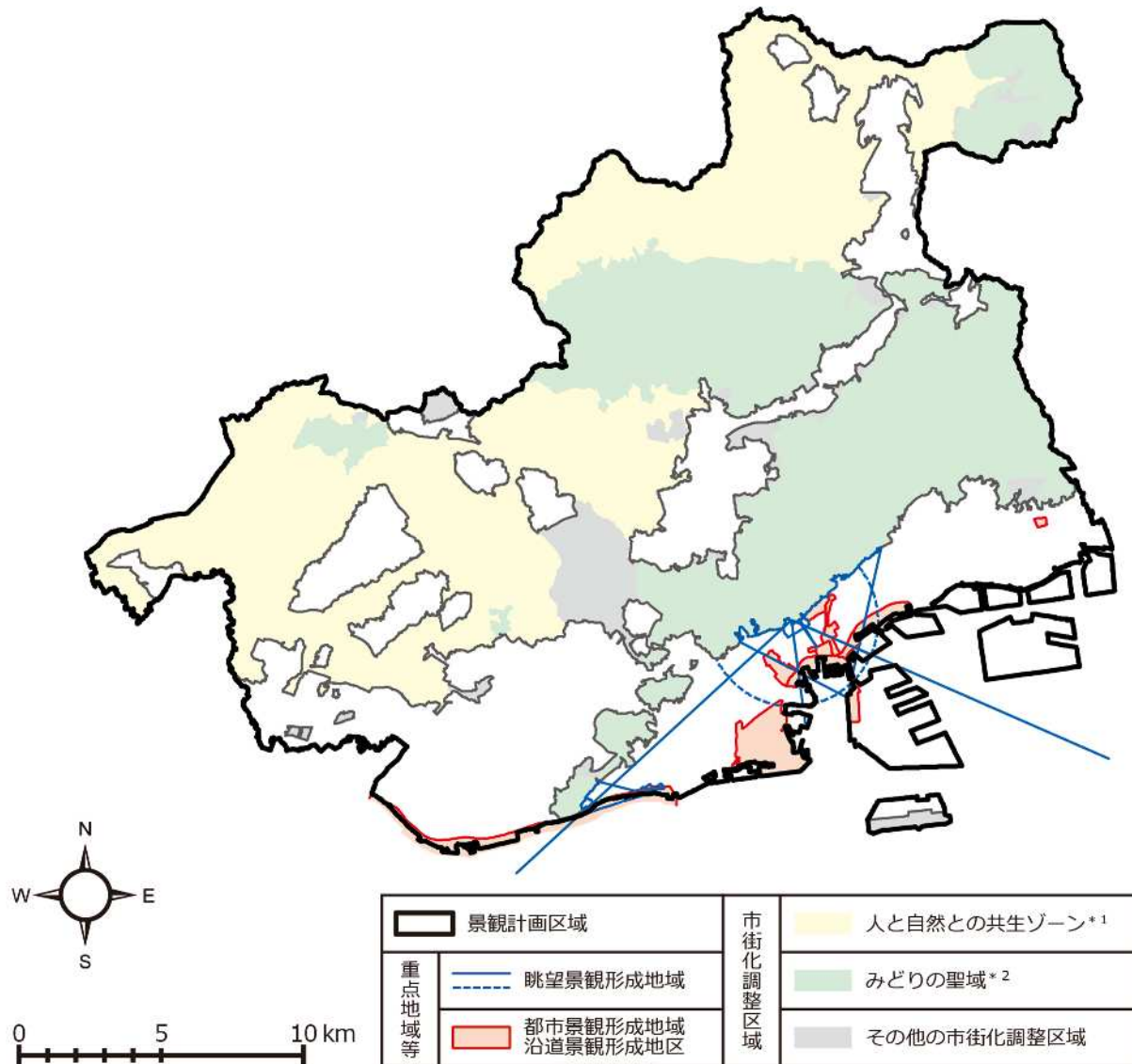
# 第1章 景観計画の区域

## 1-1 景観計画区域

景観計画の区域は、神戸市の行政区域（地先公有水面を含む）とする。

ただし、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例第7条に基づき指定された人と自然との共生ゾーン\*1を除く。

また、景観計画の区域のうち、特に重点的に都市景観の形成を図る地域及び地区を、重点地域及び重点地区として区分する。



\*1 人と自然との共生ゾーン…人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例に基づき、市街化調整区域内の農村環境の整備等を図るべき区域として指定した区域。区域内では、「人と自然との共生ゾーン整備基本方針」として「人と自然との共生ゾーン基本計画」や「農村景観の保全及び形成の基本計画」などを定めており、これらに基づく農村景観保全形成地域の指定による届出制度等を活用して景観形成を図る。

\*2 みどりの聖域…緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例に基づき、市街化調整区域内の緑地を守るために指定した区域。重要度に応じて「緑地の保存区域」、「緑地の保全区域」、「緑地の育成区域」を指定し、緑地に影響を及ぼす行為を規制している。

## 1-2 重点地域及び重点地区の種類と設定の考え方

重点地域及び重点地区は、神戸市都市景観形成基本計画をふまえ、その特性に応じて、次のとおり設定する。

種類		設定の考え方
眺望型景観	眺望景観形成地域	次のいずれかに該当する区域 (1) 海や山と街を一望できる広範な景観を形づくっている地域（見晴らし型） (2) 河川や道路などの先に海や山を望む景観を形づくっている地域（見通し型） (3) ランドマークなどのシンボルが中心的な要素となっている景観を形づくっている地域（シンボル型）
環境型景観	都市景観形成地域	次のいずれかに該当する地域 (1) 住宅、商業業務施設又は工業施設が一体をなして神戸らしい都市景観を形づくっている地域 (2) 港湾業務施設、自然海浜又はウォーターフロント緑地が一体をなして神戸らしい都市景観を形づくっている地域 (3) 歴史的建築物その他の工作物が一体をなしてその区域の特色を表し神戸らしい都市景観を形づくっている地域 (4) 鉄道駅を中心に神戸らしい都市景観を形づくっている地域 (5) 公園又は緑地を中心に神戸らしい都市景観を形づくっている地域 (6) 都市景観の形成のために計画的に整備していく必要がある地域
	沿道景観形成地区又は沿岸景観形成地区	道路及びその沿道又は河川及びその沿岸で、次のいずれかに該当する地区 (1) 住宅、商業業務施設又は工業施設が連続し特徴的な景観を形づくっている地区 (2) 歴史的な景観を形づくっている地区 (3) 沿道又は沿岸の景観の形成のために計画的に整備していく必要がある地区
	街角景観形成地区又は広場景観形成地区	街角又は広場の周辺で、次のいずれかに該当する地区 (1) 主要な道路の交差点等その地域を代表している地区 (2) 眺望点その他眺望が特に優れている地点を含む街角又は広場の周辺の地区 (3) 駅前広場、公園等その周辺景観を特徴づけている地区 (4) 街角又は広場の景観の形成のために計画的に整備していく必要がある地区
	景観重要建造物等周辺地区	次のいずれかに該当する地区 (1) 景観法第19条第1項の規定による景観重要建造物の周辺の地区 (2) 景観法第28条第1項の規定による景観重要樹木の周辺の地区 (3) 神戸市都市景観条例第31条第1項の規定による神戸市指定景観資源の周辺の地区 (4) その他、市長が都市景観の形成を図る上において特に必要と認める建造物で市民に愛され、親しまれていると認めるものの周辺の地区

## 1 - 3 重点地域及び重点地区一覧

重点地域及び重点地区を下記のとおり定める。

種類	名称	概要
眺望景観 形成地域	(1) ポーアイしおさい公園	ポーアイしおさい公園から市街地と背後の山並みを眺める「見晴らし型眺望景観」の形成を図る地域
	(2) 元町1丁目交差点 (大丸前)	元町1丁目交差点から錨山を眺める「シンボル型眺望景観」の形成を図る地域
	(3) 須磨海浜公園	須磨海浜公園から松林、山並みを眺める「見晴らし型眺望景観」の形成を図る地域
	(4) ビーナステラス	ビーナステラス、ビーナスブリッジから市街地と港、大阪湾・紀伊半島を眺める「見晴らし型眺望景観」の形成を図る地域
都市景観 形成地域	(1) 北野町山本通	明治の開港以降、山手に形成された異人館をはじめとする歴史的な環境の保全を図る地域
	(2) 旧居留地	明治の開港時に外国人居留地として整備された歴史的環境を保全し、都心業務地にふさわしいまちなみの形成を図る地域
	(3) 神戸駅・大倉山	神戸文化軸としての位置づけにふさわしいまちなみの形成を図る地域
	(4) 須磨・舞子海岸	豊かな自然景観を保全、育成するとともに、海岸リゾート・レクリエーションゾーンとしてのまちなみの形成を図る地域
	(5) 岡本駅南	住宅地景観に配慮し、生活都心としてふさわしい活力とうるおいのあるまちなみの形成を図る地域
	(6) 都心 ウォーターフロント	「みなと神戸」を代表する景観をまもりそだてるとともに、新たなウォーターフロント景観を創出する地域
	A. ハーバーランド ゾーン	都心ウォーターフロントの拠点としてにぎわいとうるおいのある景観とみなと神戸らしい活気のある魅力的な景観を形成するゾーン
	B. 波止場町・メリケン パークゾーン	都心ウォーターフロントの中核として、みなと神戸を象徴するシンボル景観を形成するゾーン
	C. 新港突堤西ゾーン	歴史的な建築物や土木構造物を生かし、みなと神戸の新しい景観をつくるゾーン
	D. 震災復興記念公園 周辺ゾーン	みなと神戸の眺望を楽しめる空間や周辺をつなぐプロムナードの結節点を形成するゾーン
E. H A T神戸ゾーン	東部新都心として、六甲の山並みへの眺望を確保するとともに、常に海の存在が感じられる都市景観を形成するゾーン	
F. ポートアイランド 西ゾーン	キャンパスとうるおいのある親水空間が一体となって、魅力あふれる都心ウォーターフロント景観を形成するゾーン	
(7) 兵庫運河周辺	日本最大級の運河で、国際港都神戸繁栄の礎となった歴史的遺産である兵庫運河を核とした都市景観の形成を図る地域	
沿道景観 形成地区	(1) 税関線・三宮駅前	神戸のメインストリート及び都心の拠点にふさわしいまちなみの形成を図る地区
	(2) 南京町	異国情緒あふれる地区の特性を生かすとともに、活気あふれる都心商業地にふさわしいまちなみの形成を図る地区